

非血縁者間骨髄/末梢血幹細胞採取認定施設
採 取 責 任 医 師 各 位

公益財団法人 日本骨髄バンク
事 務 局

「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」改訂について

平素より骨髄バンク事業の推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当法人および一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会が定める「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」について、条件を一部改訂することとなりました。

つきましては、下記をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 経緯

昨今の血縁者間骨髄移植が減少しているという状況のもと、当法人諮問委員会（ドナー安全委員会）にて、「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」について検討しており、そこで2019年10月認定基準の採取件数について、施設の実施件数から医師の骨髄採取術の経験数へ変更し、また、採取担当医師の採取術経験数が定められた。

このようなことから採取責任医師・採取担当医師に対し、ドナーの安全性を担保するため「採取の方法やリスク等ドナー安全に関する研修」を義務化する必要があるとの結論に至り、この度、採取責任医師の要件を追加、採取担当医師の要件に注釈を付加することとなった。

2. 変更点

採 取 責 任 医 師 / 担 当 医 師

1. 採取責任医師

1.5 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。

2. 採取担当医師

2.1 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。

（注）年次調査において、過去3年以内に日本骨髄バンクが指定する安全講習を受講していること。

（日本骨髄バンク主催、ブロック会議、拠点病院主催、学会主催など）

以上

※安全講習は安全情報、緊急安全情報等ドナーの安全に関わる内容が主となります。
※2022年度年次調査は、旧「非血縁者間骨髄採取施設認定基準（2019.10.1一部改訂）」が適用されます。

また、基準の運用等につきましては、今年12月発送の2022年度年次調査にて通知いたします。

非血縁者間骨髄採取施設認定基準（2021.10.1 一部改訂）新旧対照表

【認定基準】 4. JMDP が別途定める採取責任医師／担当医師の諸条件をすべて満たし、かつ、JMDPが適正かつ安全な骨髄採取術を遂行し得る施設であると認めた医療機関であること。

【諸条件】

項目	ページ	旧	ページ	新
採取責任医師/ 担当医師	P7	1. 採取責任医師 2.採取担当医師 2.1採取の方法及びリスクについての知識を有していること。	P7	1. 採取責任医師 【追加】 1.5採取の方法及びリスクについての知識を有していること(注)。 2.採取担当医師 【変更】 2.1採取の方法及びリスクについての知識を有していること(注)。 【追加】 (注)年次調査において、過去3年以内に日本骨髄バンクが指定する安全講習を受講していること。 (日本骨髄バンク主催、ブロック会議、拠点病院主催、学会主催など)